環 評 審 第 1 2 号 平成 1 4 年 2 月 1 9 日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一 殿

沖縄県環境影響評価審査会 会 長 津嘉山 正光

環境影響評価方法書の審査について(答申)

平成13年11月30日付け沖縄県諮問文第11号で諮問のあった、儀間川総合開発事業に係る環境影響評価方法書の審査について、別添のとおり答申します。

儀間川総合開発事業に係る環境影響評価方法書について

- 1.方法書においては、対象事業の工事計画の概要を、方法書段階で提示可能な内容について記述する必要があるが、造成計画、運土計画、重機投入計画、資材搬入計画、給・排水計画、赤土等流出防止計画が示されていない。また、供用後の施設計画、汚水排水計画、廃棄物処理計画、緑化計画が示されていないことから、準備書においてはこれらの計画について詳細に記載させること。また、堤体材料仮置場及び土捨場について、現段階で場所が確定していないとのことであるが、準備書においては、これらについて詳細にその内容を記載させること。
- 2.地域特性の把握に当たっては、「自然環境の保全に関する指針[宮古島・ 久米島編]」も考慮させること。また、当該事業の材料山の区域が、本指針 で「自然環境の厳正な保護を図る区域」であるランク に指定されている地 域に接していることから、調査及び予測の範囲等の設定に当たっては、それ を十分に考慮させること。
- 3 .当該事業の材料山の区域は前記のとおり自然度の高い地域と隣接しており、また、当該事業地域及びその周辺地域の生態系の重要な役割を担っていると考えられることから、環境影響評価を行う過程において、材料山の場所の再検討、及び現在の堤体の再利用等によって掘削量を減少することに伴う改変面積の縮小等の措置をとらせること。

また、ダムの堤長についても、その規模の縮小を検討させること。

- 4. 仲里村指定の天然記念物「比嘉の一本松」は既に枯れているが、このように文献調査等の結果が現在変化している状況を把握している場合は、準備書においてその状況を記載させること。
- 5.環境影響評価項目の選定について、準備書において次の事項を記載させる こと。
 - ア・事業特性及び地域特性をどのように踏まえたのかの内容
 - イ.環境影響評価項目は事業特性及び地域特性を踏まえて選定した旨の 記述
 - ウ.標準外項目で選定した項目(海域生物)についての、事業特性と地域特性との関係

6.環境影響評価の現地調査は、原則として、方法書の手続き後に、事業実施 区域の環境状況を把握するために、必要な期間実施するものであることから、 春季及び夏季の調査を既に実施した理由、及びその調査結果を用いて環境影 響評価を行うことの妥当性を準備書において明記させること。

7. 大気質について

- (1) 大気質の予測手法について、予測に当たっては、建設機械の稼働と併せ、 予測時期と同時期の資機材運搬車両の走行による大気質への影響について も考慮させること。
- (2) 答申の3に基づく材料山の場所の再検討の結果、現在の予定地を材料山とした場合、大気質の予測・評価に当たっては、材料山の掘削による風環境の変化についても考慮させること。

また、そのために、大気質の調査項目については、浮遊粉じん(SPM) 及び風向・風速を選定させ、その調査及び予測の手法を重点化させること。

8.騒音・振動の調査地点については、事業特性及び地域特性を考慮して、必要に応じて、環境騒音及び環境振動の調査地点を敷地境界線上にも数カ所設定させること。

また、将来における人口の増加及び集落の拡大を予測した上で、集落側における調査及び予測地点の設定を検討させること。

9.水の汚れの予測について

- (1) 環境影響評価項目の選定理由において、溶存酸素の低下による嫌気状態 の水の汚れの影響が考えられるとしていることから、施設の存在及び供用 時の予測項目として、溶存酸素量も追加させること。
- (2) 調査地域の設定において、工事の実施及び施設の存在・供用に伴う水の 濁りに関する環境影響を受けるおそれがある地域として、儀間川及び謝名 堂川流域並びにその地先海域としていることから、工事中の予測地点とし て地先海域における地点を追加させ、存在及び供用時の予測地点として、 儀間川、謝名堂川及び地先海域における地点を追加させること。
- (3) 予測の手法の選定に当たっては、沖縄県環境影響評価技術指針(以下「技術指針」という。)に基づき、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況を勘案して予測が行われるようにしなければならない。

当該事業実施区域の周辺地域には、一般廃棄物処理施設及び一般廃棄物 最終処分場が存在し、当該地域の将来の水環境へ与える影響が懸念される ことから、水の汚れについては、これらの施設の稼働による将来の水環境 の状況を勘案できるように、調査項目、予測項目及び予測手法を再度検討させること。

10. 地形・地質について、供用後の儀間川及び謝名堂川の水系(水量、流速、 土砂供給量等)の変化による海岸域の漂砂への影響を考慮して、調査及び 予測項目として海岸地形の変化を選定することを再度検討させ、その検討 の結果に応じて予測地域を再度設定させること。

11. 陸域生物について

- (1) 陸域生物の植物の調査時期について、沖縄では季節変化が明瞭ではなく、一般的に2季節での把握は可能としているが、逆に季節変化が明瞭でなく連続していることからこそ最低4季の調査が必要であり、また、植物によっては明瞭な季節性があることから、植物の4季の調査を実施していないものについては、その特性を考慮して追加調査を実施することを検討させること。
- (2) 陸域生物の予測範囲については、調査範囲との整合を図らせるとともに、 生態系の予測範囲をも考慮して設定させること。
- (3) 答申の3に基づく材料山の場所の再検討の結果、現在の予定地を材料山とした場合、陸域生物への影響の予測及び評価に当たっては、材料山を掘削することによる水系の変化及び風環境の変化を考慮して行わせること。また、材料山の掘削による白瀬川水系の変化についても考慮させること。

12. 生態系について

- (1) 生態系の予測項目は、技術指針に基づき、次のとおりとさせること。また、それに応じて、予測手法についても再度検討させること。
 - ア. 基盤環境と生物群種との関係による生態系への影響
 - イ.注目種及び群集により指標される生態系の影響
 - ウ.生態系の構造、機能への影響
- (2) 答申の3に基づく材料山の場所の再検討の結果、現在の予定地を材料山とした場合、生態系の予測・評価に当たっては、材料山の掘削による白瀬川水系の変化についても考慮させること。

13.景観について

(1) 景観の状態は、時間帯によって異なる明るさや天候の影響も受けることから、調査時期及び予測時期については、これらのことについても考慮して設定させること。また、予測項目については、技術指針に基づき、次のとおりとさせること。

- ア、視覚的変化による眺望景観の普遍価値と固有価値の変化の程度
- イ.景観要素の状態の変化による囲繞景観の普遍価値と固有価値の変化 の程度
- (2) 調査、予測及び評価に当たっては、ダムだけではなく河川そのものが作り出している地域の景観の特徴を、河川環境としての視点から把握させるとともに、集落内のグリーンベルトの地域における景観としての価値についても把握した上で行わせること。
- 14.人と自然との触れ合い活動の場の人々の利用時間帯は幅広く、利用形態によっても異なる(例えば、観光客の海水浴場の利用は日中が多いが、県民の利用は朝夕が多いこと等)ことから、調査時期及び時間帯についても考慮して設定させること。また、予測項目については、技術指針に基づき、次のとおりとさせること。
 - (1) 人々の活動・利用の変化
 - (2) 人と自然との触れ合い活動の場へのアクセス特性の変化
- 15. 歴史的・文化的環境について
 - (1) 歴史的・文化的環境の予測については、技術指針に基づき、「対象事業の実施による歴史的街並み、御嶽や拝所等の風土・伝統的行事及び祭礼等の場、その他の文化財に準ずるものの現状変更、損傷、改変等の程度」を予測項目に追加させること。
 - (2) 久米島における歴史的・文化的環境の把握に当たっては、集落内のグリーンベルトの地域における価値についても把握し、事業特性及び地域特性を考慮して環境影響評価項目として選定することを検討させること。
- 16.廃棄物等への影響の評価に当たっては、中間処理施設及び最終処分場の状況(中間処理施設:処理能力、当該事業に伴う処理量、施設への負荷等、最終処分場:容量、残容量、残余年数等)も併せて評価させること。